

公開草案 2022年10月18日
 (意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書 610</p> <p style="text-align: center;">内部監査人の作業の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 (省 略)</p> <p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 《利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定に影響する要因》(第13項から第15項参照) (省 略)</p> <p>A16. 監査人が利用可能な内部監査人の作業の例には以下が含まれる。</p>	<p>監査基準報告書 610</p> <p style="text-align: center;">内部監査人の作業の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 (省 略)</p> <p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 《利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定に影響する要因》(第13項から第15項参照) (省 略)</p> <p>A16. 監査人が利用可能な内部監査人の作業の例には以下が含まれる。</p>

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の運用評価手続 複雑な判断を伴わない実証手続 棚卸資産の实地棚卸の立会 財務報告に関連する情報システムにおける取引のウォークスルー 法令の要求事項の遵守状況のテスト <p>(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の運用評価手続 複雑な判断を伴わない実証手続 棚卸資産の实地棚卸の立会 財務報告に関連する情報システムにおける取引のウォークスルー 法令の要求事項の遵守状況のテスト 特定の状況における、グループの重要な構成単位ではない子会社の財務情報の内部監査（監査基準報告書600「グループ監査」の要求事項と矛盾しない場合） <p>(省 略)</p>
<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に係る事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A14項） 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（ 年 月 日改正） <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A14項） 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） <p style="text-align: right;">以 上</p>